

入札監理小委員会における審議結果報告

(警察庁) 警察総合捜査情報システム 業務プログラム (I、II、III) 開発及び保守業務

警察庁の「警察総合捜査情報システム業務プログラム (I、II、III) 開発及び保守業務」について、当該民間競争入札実施要項 (案) を入札監理小委員会において審議したので、その結果 (主な論点と対応) を以下のとおり報告する。

1 事業の概要及びこれまでの経緯について

- 公共サービス改革基本方針 (平成 26 年 7 月 11 日閣議決定) 別表において選定された案件である。1 者応札の改善に向け選定されたもの。今回、市場化テスト 1 期目である。
- 「警察総合捜査情報システム」は、少年事件、地図情報分析、犯罪統計、犯罪手口、被疑者写真、DNA 型の各情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からの様々な照会に対し迅速に回答することにより、第一線の捜査活動を支えているものである。
- 本業務は、「警察総合捜査情報システム」に関し、全体で計 8 業務の「プログラム開発・保守」を行う。調達 (契約) は、「プログラム I」(計 3 業務)、「プログラム II」(計 4 業務)、「プログラム III」(全 1 業務) の別に、3 本立てで行う。

2. 市場化テストの実施に際して、警察庁が行った取組について

主に以下の点を変更し新規参入を促進。

- 新規の事業者に対し見積取得の段階から声かけを実施
- 開発期間をより長く確保 (1 年 11 か月)
 - (プログラム I 実施要項案 : 6 ~ 7 / 185 頁)
 - (プログラム II 実施要項案 : 7 ~ 8 / 212 頁)
 - (プログラム III 実施要項案 : 6 ~ 7 / 75 頁)
- 総合評価について価格点と技術点の配分を 1 : 3 とし技術点に軸足
 - (プログラム I 実施要項案 : 8 ~ 9 / 185 頁)
 - (プログラム II 実施要項案 : 9 / 212 頁)
 - (プログラム III 実施要項案 : 8 ~ 9 / 75 頁)
- 従来は業務プログラム I ~ III の全てを一括調達していたところ、調達単位を 3 分割することにより、開発規模を抑制し中小企業の参入を容易化
- 警察庁所有のドキュメント等を開示することで現行事業者の優位性を低減
 - (プログラム I 実施要項案 : 10 / 185 頁)
 - (プログラム II 実施要項案 : 10 ~ 11 / 212 頁)
 - (プログラム III 実施要項案 : 10 / 75 頁)
- 無償公開のソフトウェアを利用し、製品供給業者のロックインを排除
 - (プログラム I 実施要項案 : 52, 98, 141 / 185 頁)
 - (プログラム II 実施要項案 : 56, 93, 134, 162 / 212 頁)
 - (プログラム III 実施要項案 : 55 / 75 頁)

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】プログラムⅢにおいて、総合評価の「価格点：技術点」が「1：3」のところ、中小企業の新規参入の観点から技術点を下げることがを要検討。

【対応】分割したプログラムを統合して稼働させるには、個々のプログラム開発に相応の技術力が必要であり、プログラムⅢにあっても、他のプログラムと同様に難易度は高い。具体的には、他のプログラムで実現する業務において登録した犯罪発生場所等の情報を地図上に表示するために、プログラムⅢから他のプログラムのデータベースを参照するなどの連携があるほか、高度な分析機能を求めており難易度が高いことから、価格点と技術点の配分は1：3で総合評価を行うこととしたい。規模の小さい企業の参入も想定しているが、相応の技術力は必要と考えている。なお、技術提案については、入札説明会にてよく説明して過度の負担をかけさせないようにしていきたい。（プログラムⅢ実施要項案：8～9/75頁）

4. 意見招請の対応について

平成29年9月1日から平成29年9月21日まで実施したプログラムⅠ～Ⅲに係る意見招請において、4事業者から計219件の意見等が寄せられた。このうち94件については意見等を踏まえ必要な対応を行った。主な対応は以下のとおりである。

- ・業務を行う上で有用な機能提案の採用
- ・請負者の作業範囲明確化を行うための修正

また、その他については事実関係の確認等に止まるものであり修正には至らなかった。

以 上